

講師派遣利用規約

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

平成28年11月18日

(総 則)

第1条 この規約は、一般財団法人 安全保障貿易情報センター（以下「CISTEC」という。）から企業等が開催する講習会・講演会・研修会等（以下、研修会等）に講師を派遣する場合の基準について定める。

(講師派遣料)

第2条 研修会等は概ね2時間を基準として、講師派遣料は、以下の金額とする。

- 一 賛助会員、大学法人及びこれに準じる企業に講師を派遣する場合
51,500円
 - 二 前号以外の企業等に講師を派遣する場合
103,000円
- 2 前項の規定にかかわらず、企業に講師を派遣する場合であって、当該企業以外の企業からも参加する場合の講師派遣料は以下のとおりとする。
- 一 賛助会員に講師を派遣する場合であって、当該賛助会員のグループ企業からも参加する場合 77,000円
 - 二 賛助会員以外の企業に講師を派遣する場合であって、当該企業のグループ企業からも参加する場合 154,500円
- 3 第1項の規定にかかわらず、大学会員については、大学会員制度に関する規程により、1年度内1回の講師派遣は無料とする。
- 4 賛助会員、大学法人及びこれに準じる法人以外の企業等に講師を派遣する場合、当該派遣日前6月以内に派遣実績があるときの費用は第1項第二号の金額にかかわらず72,000円とし、第2項第二号の金額については、108,000円とする。この場合の期間計算は、前回の実施日の翌日を起算日とし、30日をもって1月とする。

(研修の中継・録画等)

- 第3条 講師派遣の研修を事業所等に中継する場合、中継箇所が10箇所を超えるときは、5箇所又はその端数箇所ごとに前条の講師派遣料に50%を加算した講師派遣料とする。
- 2 研修の録画及び録音はできないものとする。なお、録画及び録音の申出があった場合は講師を派遣しないものとし、研修中に録画または録音を行っていることが判明した場合は、研修を中止することができるものとする。
- 3 研修のテキストについては、講師を派遣した企業のイントラネット等により社内のみで閲覧することができる。

(講師派遣料の特例)

- 第4条 講師の派遣先が、政府機関等であって、やむを得ない事情があると認められる場合には、この基準の派遣料にかかわることなく、所要の調整を加えた金額にすることができる。
- 2 前項以外の場合であって、第2条各号の規定に該当しない場合及び特別の事情があると認められるときは、CISTECは個別に講師派遣料を決定することができるものとする。

(配付資料)

第5条 研修会等に使用する資料は原則として実費を企業等に請求する。

(旅 費)

第6条 旅費は原則として CISTEC 旅費規程に基づき、企業等に別途請求する。ただし、CISTEC を起点とする旅費と講師の自宅を起点とする旅費のいずれか少ない旅費を請求するものとする。

(免責事項)

第7条 依頼内容によっては、講師派遣の依頼を受けられない場合がある。

2 交通手段等の事情により、予定している研修会等に定刻通りに到着できない場合、CISTEC は善後策を速やかに派遣先と協議するものとする。

3 地震・台風等の自然災害、交通機関の途絶、講師の急病、その他やむを得ない理由により講師を予定どおり派遣できない場合、若しくは、実施日の変更が必要な場合、CISTEC は速やかに派遣先と協議するものとする。

4 協議の結果、実施日の変更など、対応ができない場合があっても、CISTEC は責任を負わないものとする。

(機密保持)

第8条 CISTEC は、依頼を受けた内容の機密保持に責任を持つ。

(キャンセル料)

第9条 講師派遣の事前打合せ以降に利用者がキャンセルした場合、CISTEC はキャンセル料として講師派遣料を請求することがある。

(附則)

この規約は、平成28年10月18日から施行する。

なお、本規約の施行に伴い、平成17年1月1日付「講師派遣の料金に関する規程（内規）」は、平成28年10月17日をもって廃止する。

(附則)

この改正規約は、平成28年11月18日から実施する。